

規 約 ・ 規 定

福山市ソフトテニス連盟

目 次

規 約

第 1 章	総 則	1
第 2 章	目 的 と 事 業	1
第 3 章	会 員	1
第 4 章	役 員	2
第 5 章	会 議	2
第 6 章	会 計	3
第 7 章	選 手 派 遣	3
第 8 章	表 彰 並 び に 慶 弔	3
第 9 章	雑 則	4

各 種 規 定

大 会 派 遣 費 支 給 規 定	5
功 勞 者 表 彰 規 定	6
慶 弔 規 定	6
ラ ン キ ン グ 表 彰 規 定	7
各 級 資 格 と 昇 降 規 定	7
選 手 変 更 規 定	8

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、福山市ソフトテニス連盟と称する。（以下「連盟」という。）
- 第 2 条 この連盟は、（公財）福山市スポーツ協会に属する。
- 第 3 条 この連盟は、連盟に登録した団体と個人で組織する。
- 第 4 条 この連盟の事務局は、理事長宅に置く。

第 2 章 目 的 と 事 業

- 第 5 条 この連盟は、ソフトテニスの普及発展を図り、市民の体位向上と生活の明朗化に寄与することを目的とする。
- 第 6 条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- 1 ソフトテニス大会及び対抗大会の実施、運営、後援又は協賛
 - 2 ソフトテニスに対する指導講習会の実施又は協力
 - 3 ソフトテニス施設並びに用具類の改善助長
 - 4 他団体との連携協調
 - 5 その他連盟の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

- 第 7 条 この連盟の会員は、次のとおりとする。
- 1 第 1 部会員は、連盟に登録した団体に加盟手続をした者
 - 2 第 2 部会員は、福山地区高体連加盟ソフトテニス部
 - 3 第 3 部会員は、福山市中体連加盟ソフトテニス部
- 第 8 条 第 1 部会員になるためには、所定の申込用紙に 10 名以上の会員名簿と会費を添えて申し込みをしなければならない。
- 第 9 条 加盟団体は、次のことに変更のあった場合は、速やかに連盟に報告しなければならない。
- 1 名 称
 - 2 住 所
 - 3 代 表 者
 - 4 所 属 会 員
 - 5 その他必要と認める事項
- 第 10 条 この連盟の団体は、次の場合には退会したものとみなす。
- 1 団体より申し出があったとき
 - 2 会費を滞納し、納入の意思なきとき

第 4 章 役 員

第 1 1 条 この連盟に、次の役員を置く。

- | | | |
|---|---------|--------------|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副 会 長 | 若干名 |
| 3 | 理 事 長 | 1 名 |
| 4 | 副 理 事 長 | 若干名 |
| 5 | 常 務 理 事 | 若干名 |
| 6 | 理 事 | 若干名 |
| 7 | 監 事 | 2 名 |
| 8 | 顧 問 | 若干名を置くことが出来る |
| 9 | 参 与 | 若干名を置くことが出来る |

第 1 2 条 会長、副会長及び監事は会員の中から総会の決議により推戴する。

- 2 会長は、この連盟を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

第 1 3 条 理事は、団体の代表者と会長が推薦した者を会長が委嘱する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は理事の中から互選し会長が委嘱する。
- 3 理事長は、会長の命を受けて会務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、常務理事は常務を処理する。

第 1 4 条 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 2 顧問及び参与は、重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第 1 5 条 役員任期は 2 年とする。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。

第 1 6 条 役員任期満了後といえども後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

第 5 章 会 議

第 1 7 条 この連盟の会議は、総会及び常務理事会とする。

第 1 8 条 総会及び臨時総会は、役員を以って構成する。

- 2 会員は、総会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第 1 9 条 総会は、毎年 1 回、3 月又は 4 月中に開催し、臨時総会・常務理事会は随時必要なときこれを開催する。

第20条 会議は会長又は理事長が招集してその議長となる。

- 2 会員又は役員5分の1以上、又は監事から連名をもって会議の目的である事項を示して請求があったときは、会長はすみやかにその会議を招集しなければならない。

第21条 会議の議事は、出席役員過半数の決議により、これを定め、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第22条 総会は、次の事項を付議する。

- 1 事業報告並びに事業計画の承認及び収支予算並びに決算の承認
- 2 役員選出又は同意
- 3 規約の改正
- 4 その他会長が付議した事項

第 6 章 会 計

第23条 この連盟の経費は、会費、補助金、寄付金、及びその他の収入をもって支弁する。

第24条 第1部会員の会費は、1人当り年額 円とする。

第25条 第2部会員の加盟金は年額 円とする。

第26条 第3部会員の加盟金は年額 円とする。

第27条 この連盟の毎年度の収支予算は総会の議決に付し、収支決算は年度終了後、監事の監査を経て総会の承認を求めものとする。

第28条 年度末において余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。但し総会の承認を得た場合には余剰金の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

第29条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日をもって終わる。

第 7 章 選 手 派 遣

第30条 この連盟が、会員を全国大会など、理事会が認める大会へ選手、又は役員を派遣する場合の経費は、大会派遣費支給規定に定める。

- 2 連盟が派遣を必要と認める大会、派遣選手又は役員選考及び負担する額については常務理事会で定める。

第 8 章 表 彰 並 び に 慶 弔

第31条 それぞれの規定に定める。

第 9 章 雑 則

第 3 2 条 この規定に定めなき事項については理事会が定める。

本規約は

昭和 3 6 年 4 月	施 行
昭和 4 1 年 4 月	発 行
昭和 4 6 年 4 月	一部改正発行
昭和 6 3 年 4 月	一部改正発行
平成 4 年 4 月	名称変更発行
平成 7 年 4 月	一部改正発行
平成 1 0 年 4 月	一部改正発行
平成 1 4 年 3 月	一部改正発行
平成 1 7 年 3 月	一部改正発行
平成 2 0 年 3 月	一部改正発行
平成 2 7 年 3 月	一部改正発行
平成 2 8 年 3 月	一部改正発行
平成 3 1 年 4 月	一部改正発行

大会派遣費支給規定

- 1 受給資格はその年の広島県知事杯選手権大会に本連盟登録選手として出場し、男子の部16本、その他の部は表彰の成績をおさめた者で、次の大会に出場する者、および予選大会を経て次の大会に出場する者に与える。

《参考》 その他の部の表彰

- ・ 参加ペア数が12ペア以上の場合は3位まで
- ・ 参加ペア数が7ペアから11ペアまでの場合は2位まで
- ・ 参加ペア数が6ペア以下の場合は1位のみ
- ・ 参加ペア数が3ペア以下の場合はその種別は不成立とする

- 2 支給額は、5,000円とする。
- 3 対象大会は、中国地区選手権大会
西日本選手権大会
西日本シニア選手権大会
全日本社会人選手権大会
全日本総合選手権大会
国民体育大会
全日本シングルス選手権大会
全日本シニア選手権大会
全日本インドア選手権大会
世界選手権大会第2次予選以上
全日本実業団選手権大会（団体）
全日本レディース大会
ねんりんピック全国大会

日本スポーツマスターズ

功 勞 者 表 彰 規 定

- 1 この規定は連盟に加盟した個人または団体に対して功労賞を贈ってその業績をたたえ、連盟発展と向上に資することを目的とする。
- 2 功労賞は、その業績を記載した表彰状並びに記念品をおくる。
- 3 功労賞の受賞資格は、次に掲げるものとする。
 - 1 連盟登録10年以上で満70歳を迎えた功績顕著なもの。
 - 2 10年以上ひき続き役員として尽力し、その功績顕著なもの。
 - 3 指導者として優秀な個人やチームを育成し、その功績顕著なもの。
 - 4 中国大会以上の各種大会で優勝したもの。
 - 5 会長が特に功績顕著であると認めたもの。
 - 6 常務理事以上の役員が退任するもの。
- 4 第2部会員及び第3部会員が在籍中または、卒業後次の大会で優勝したものただし、この場合の表彰は、同一人について1回限りとする。
対象大会は、全日本選手権大会、全日本大学選手権大会、全日本高校選手権大会、全日本中学生選手権大会、国民体育大会又はこれらに準ずる大会
- 5 受賞者の決定は常務理事会で決定し、表彰決定後の大会の開会式で表彰する。

慶 弔 規 定

- 1 この規定は役員（常務理事以上）と、その家族並びに会員の慶弔に対する慶弔見舞金の贈与について、次の通り定める。
- 2 慶 祝…国の表彰または叙勲などを受賞したものに記念品を贈呈することができる。
- 3 弔 慰…死亡の場合

役 員	5,000円（本人）
役員家族	3,000円（一親等まで）
会 員	3,000円（所属理事から連絡があった場合）

連盟発展に著しく貢献したものには弔電等をおくることができる。
- 4 見舞金…役員が3週間以上入院またはこれに準ずる場合 3,000円
役員が災害等にあった場合にはその災害の程度に応じて見舞金を贈ることができる。

ランキング表彰規定

- 1 個人表彰とする。
- 2 男子の部は10位までとし、他の種別は6位まで表彰とするが、ポイントにより替わる場合がある。
- 3 得点の対象となる大会
春季・夏季・秋季・インドアの全福山選手権大会
- 4 得点

参加組数	1位	2位	3位	参加点
5組以下	10	—	—	1
6組～12組	10	6	—	1
13組以上	10	6	3	1

- 5 4大会の得点を加算して順位を決定する。
- 6 入賞した場合には参加点は加点しない。
- 7 同点した場合には上位入賞した者を優位とし、更に同点の場合には出場回数が多い者、更に同点の場合は同順位とする。
- 8 同人が2つ以上の種目に出場した場合には順位の上位種目、で表彰する。
同順位、同点の場合は7を適用する。
- 9 A、Bいずれでエントリーを行っても同人の得点とする。

各級資格と昇降規定

- 1 A級選手は、理事会で決定する。
- 2 B級はA・C級以外の人を対象とする。
- 3 C級は社会人になってテニスを始めた人で初心者を対象とする。
- 4 全福山選手権大会の各級優勝者は、次回大会から上の級資格者となる。
- 5 各級資格者を下の級に下げる場合は理事会で決定する。
- 6 特例の場合には常務理事会で決定する。
- 7 B級選手がランキング表彰を受けた場合、次年度A級選手とする。

選 手 変 更 規 定

選手変更は原則として認めないが、次の場合は認める。

- 1 エントリー後 A・B のいずれか 1 名が出場できなくなった場合、その大会の有資格者であること。
- 2 エントリー後に _____ A・B 組のいずれか 1 名が出場できなくなった場合は、残り 1 名同士でペアーを組んでの出場を認める。
ただし、この場合いずれの組に配置するかは競技委員長が決定する。